

## 松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の概要

### 1 提案理由

出産育児一時金の直接支払制度等の定着により、出産費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、国民健康保険出産費資金貸付制度を廃止するため。

### 2 貸付制度の経緯

被保険者が出産した際は、まず被保険者が医療機関に分娩費用の全額を一旦支払い、その後、被保険者からの申請により、市が被保険者に対して出産育児一時金を支給することとなりますが、支給までには2～4ヶ月程度を要します（償還払い制度）。

そのため市では、出産育児一時金が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、平成13年松戸市条例第9号「松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例」により基金800万円を設置し、出産育児一時金の9割相当分を事前に貸し付ける事業を実施してきました。

その後、平成21年度から市が医療機関に出産育児一時金を直接支払えるようになったことで、被保険者が医療機関に支払う分娩費用は、費用全額から出産育児一時金の支給額を差し引いた差額のみで済むようになりました（直接支払制度）。

このため、貸付の需要がなくなり、平成23年度以降の貸し付け実績はありません。

### 3 廃止に係る条例の施行日

令和4年4月1日（基金残高処分日は令和4年3月31日）

※松戸市国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則（平成13年松戸市規則第15号）も同日付けで廃止。

### 4 廃止に伴う基金の処分

令和3年度3月補正予算にて、基金残高773万円を国民健康保険特別会計に繰り入れ。